

IAEA 2023年版保障措置声明のポイント-1

条約・協定	締約国数		評価結果の概要
核兵器不拡散条約締約国	190 ^a		—
保障措置協定適用対象国	189 ^{a,b} *1 (188)		—
包括的保障措置協定(CSA)及び追加議定書(AP)締約国	136 ^b *2 (134)	74 ^b (74)	- 申告された核物質の平和的活動以外への転用の兆候及び未申告の核物質及び原子力活動の存在の兆候は見出されず。 - 全ての核物質が平和的活動に留まっている（拡大結論）。 74b(74)か国のうち、70b(69)か国には統合保障措置が適用されている
		62 *2 (60)	- 申告された核物質の平和的活動以外への転用の兆候は見出されず。 - 未申告の核物質及び原子力活動の存在の有無に関する評価は継続中。 - 申告された核物質は平和的活動に留まっている。
CSA締約国	45 ^{*3} (46)		- 申告された核物質の平和的活動以外への転用の兆候は見出されず。 - 申告された核物質は平和的活動に留まっている。
INFCIRC/66型保障措置協定 ^{*3} 締約国(NPT未締約国) ^{*4}	3(3)		- 保障措置が適用されている核物質の転用、施設及びその他の品目の不正使用の兆候は見出されず。 - 保障措置適用下にある核物質、施設及びその他の品目は平和的活動に留まっている。
自発的保障措置協定(VOA) ^{*5} 及びAP締約国 ^{*6}	5(5)		- 保障措置が適用されている核物質の転用の兆候は見出されず。 10(10) の選択施設において保障措置が適用されている核物質は、平和的活動に留まっている、若しくはVOAで規定されているように、核物質が保障措置の適用から除外されている。
CSA未締約国	4 ^{*4} (5)		いかなる保障措置結論も導出できず

出典: IAEA, “Safeguards Statement for 2023”, https://www.iaea.org/sites/default/files/24/06/20240607_sir_2024_part_ab.pdf

()内の数: 2022年版保障措置声明 https://www.iaea.org/sites/default/files/23/06/20230612_sir_2022_part_ab.pdf

a: 北朝鮮を含まず *b: この他に台湾を含む。

*1: 2022年に比し、2023年には、新たにサントメ・プリンシペが、改正少量議定書（改正SQP）、包括的保障措置協定(CSA)及び追加議定書(AP)を発効させた。IAEA, “Status List, Conclusion of Safeguards Agreements, Additional Protocols and Small Quantities Protocols, Status as of 30 May 2024”, <https://www.iaea.org/sites/default/files/20/01/sg-agreements-comprehensive-status.pdf>

*2: 2022年に比し、2023年のプラス2は、サントメ・プリンシペ民主共和国(Democratic Republic of Sao Tome and Principe)とボリビア多民族国(Plurinational State of Bolivia)。IAEA, “Status List, Conclusion of Safeguards Agreements, Additional Protocols and Small Quantities Protocols, Status as of 30 May 2024”, op. cit.

*3: 2022年に比し2023年のマイナス1は、上述の脚注のとおりボリビア多民族国がCSAに加えAPを発効させたため。

*4: 赤道ギニア、ギニア、ソマリア、東チモール。2022年に比し、マイナス1は、上述のとおりサントメ・プリンシペが2023年にCSA等を発効させたため。

IAEA 2023年版保障措置声明のポイント-2

2023年におけるIAEA保障措置活動の概要

Fact box 1. Safeguards activities in 2023

2022年より増加

2022年より減少

保障措置適用国
数

188

189

States^{3,4} for which safeguards
were implemented



142

States⁴ with additional
protocols in force

140

AP発効国

保障措置下にある
核物質の有意量

230 754

235 939

Significant quantities⁶ of nuclear
material under safeguards



411.8

Tonnes of heavy water
under safeguards

414.8

保障措置下にある
重水量（トン）

保障措置下にある
施設数

722

724

Facilities under safeguards



643

MBAs containing LOFs⁷
under safeguards

631

保障措置下にある
MBA（物質収支
区域）数（施設外
の場所(LOF)を含
む）

査察回数

2180

2324

Inspections



676

Design information
verifications (DIVs)

667

計情報検認(DIV)

補完的アクセス回数

128

136

Complementary accesses (CAs)



14 302

Calendar-days in the field
for verification⁸

14 065.5

検認のために費や
された暦日（現場での
査察、補完的アクセス、
施設での設計情報検認
、LOFでの情報検認及
び査察のために必要な
出張期間等を含む）



Values for 2022

出典: IAEA, 出典: IAEA, "Safeguards Statement for 2023",
https://www.iaea.org/sites/default/files/24/06/20240607_sir_2024_part_ab.pdf

IAEA 2023年版保障措置声明のポイント-3

保障措置の実施上の課題

- 露国のウクライナに対する武力攻撃は、IAEAの保障措置活動に前例のない課題を生み出したが、IAEAはウクライナとのCSA及びAPに基づき、同国に対する保障措置の結論を導き出すために必要な現地での検認活動を実施できた。
- 国及び地域においてIAEA保障措置の履行に責任を有する組織(SRAs)とそれらの核物質の計量管理システム(SSACs/RSACs)のパフォーマンスと有効性は、IAEAによる保障措置の実施における有効性と効率性に大きな影響を与える。IAEAへの保障措置情報とアクセスの提供、SSACの技術的有效性、IAEAの協力や支援といった課題への対処のため、IAEAは追加的な費用、労力及び資源の負担を余儀なくされたが、それでも入手可能な全ての保障措置関連情報を評価した結果、2023年の保障措置結論を導き出すことができた。
- 改正少量議定書(SQP)：2023年末時点で、21^{*4}(22)か国は改正SQPを発効させていない。2005年9月の理事会決定に従い、SQPを改正もしくは廃止していない国はできるだけ早期にそれを実施すべきであり、そうしなければIAEAはそれらの国に対して、保障措置の結論を導出し続けることはできない。*4: 2022年に比し、2023年のマイナス1はナウル。

保障措置の有効性の強化と効率性の向上

- 2022年において、IAEAが国レベルの保障措置アプローチ(SLA)を開発したCSA締約国数は、**133か国**。これら133か国は、CSA締約国に存在するIAEA保障措置対象の全ての核物質の97%(有意量ベース)を保有しており、その内訳は以下のとおり。なお夏季の下、2(2)か国は、IAEAとVOAを締結し、APを発効させており、SLAが策定されている。
 - ✓ 71^{*5}(70)か国：CSA(うちSQP国は18^{*6}(17)か国)及びAPを発効させ、拡大結論の導出を受けている。
 - ✓ 39^{*7}(37)か国：CSA(うちSQP国は27^{*8}(26)か国)及びAPを発効させているが、拡大結論は導出されていない。
 - ✓ 25^{*9}(26)か国：CSA(SQP)のみを締結している状態に留まっている。

*5: 2022年に比し、2003年のプラス1について、2023年はエルサルバドルとアラブ首長国連邦(UAE)には拡大結論が導出されたが、リビアには導出されなかったため、トータルでプラス1となっている。なお2024年6月のIAEA理事会での豪州の発言によれば、「リビアを取り巻く状況により、IAEAは2023年、リビアに関して拡大結論を導出できなかった」とのことである。Australian Embassy and Permanent Mission to the United Nations Austria, "IAEA Board of Governors Agenda item 6(b): The Safeguards Implementation Report for 2023", 4 June 2024, https://austria.embassy.gov.au/vien/BoardJune24_6b.html

*6: 2022年に比し、2003年のプラス1はエルサルバドル。

*7: 2022年に比し2023年の、プラス2はボリビアとリビア。

*8: 2022年に比し、2023年のプラス1はボリビア。

*9: 2022年に比し、2023年のマイナス1はボリビア。

出典: IAEA, 出典: IAEA, "Safeguards Statement for 2023", https://www.iaea.org/sites/default/files/24/06/20240607_sir_2024_part_ab.pdf